

# 標準報酬の定時決定を行います

標準報酬の定時決定は、実際に受けている給料及び手当（以下「報酬」といいます。）と現在の標準報酬の月額との間に大きな差が生じないように、4月から6月までの3か月間に受けた報酬の平均を基に、その年の9月以降の標準報酬の月額の見直しを行うものです。

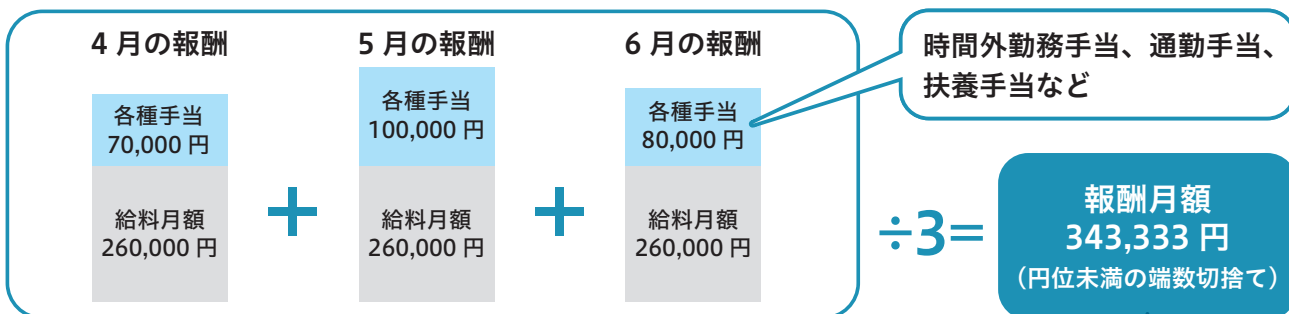
定時決定により決定された標準報酬の月額は、原則として随時改定等に該当しない限り、翌年の8月まで適用となります。

## ■ 定時決定の対象者

7月1日に組合員である方が対象となります。ただし、次の方は対象外となります。

- 6月1日から7月1日までの間に資格を取得した方。
- 7月から9月までのいずれかの月に随時改定等が行われた方。

## ■ 定時決定のイメージ



標準報酬等級表に当てはめる

標準報酬等級			月額	報酬月額
短期給付	長期給付			
	厚生年金 保険給付	退職等 年金給付		
∴	∴	∴	∴	∴
20	21	20	340,000円	330,000円～ 350,000円
21	22	21	360,000円	350,000円～ 370,000円
∴	∴	∴	∴	∴

## 定時決定

標準報酬月額

- 短期給付・退職等年金給付 第20級 340,000円
- 厚生年金保険給付 第21級 340,000円

## ■ 保険者算定（定時決定の特例） ※保険者算定を希望される方は、所属所の共済事務担当課にお申し出ください。

定時決定は、原則として4、5、6月の3か月の報酬月額の平均で標準報酬の月額を決定しますが、次に該当する場合は、特例として過去1年間（前年7月から当年6月まで）の報酬の平均により標準報酬の月額を決定することができます。

- 繁忙期（閑散期）のため、毎年4月から6月までの報酬が他の月より多い（少ない）。
- 4月から6月までの報酬の平均を基に算出した標準報酬の月額が、過去1年の平均により算出した標準報酬の月額と比べ2等級以上の差がある。
- 年間平均による保険者算定を行うことを、組合員が同意している。

標準報酬の月額は掛金・負担金のほか、年金や傷病手当金など、組合員が受ける給付の算定に用いられます。

## 令和2年9月から 標準報酬月額の上限額が引き上げられます

	現行の最高等級（令和2年8月まで）	改定後の最高等級（令和2年9月以降）
厚生年金保険給付	第31級 620,000円 報酬月額 605,000円以上	第32級 650,000円 報酬月額 635,000円以上
退職等年金給付	第30級 620,000円 報酬月額 605,000円以上	第31級 650,000円 報酬月額 635,000円以上